

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名 文部科学省	
対象税目	法人住民税 事業税 不動産取得税 自動車税 自動車取得税 鉱区税 固定資産税 都市計画税 特別土地保有税 事業所税 軽自動車税 水利地益税、共同施設税、宅地開発税、地方消費税		
要望項目名	（独）教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（平成27年5月14日教育再生実行会議第七次提言）及び「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月21日中央教育審議会答申）等に基づき、独立行政法人教員研修センターの業務の見直しを行うとともに、その実態に合わせて名称も変更し、これまで独立行政法人教員研修センターに適用されていた税制上の優遇措置を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	<p>地方税法第二十五条第1項第一号、第七十二条の四第二号、第七十三条の三、第一百五十五条、第一百四十六条、第一百七十九条、第二百九十六条、第三百四十八条第六項、第四百四十三条、第五百八十六条、第七百一条の三十四、第七百二条の二、第七百四条</p>		
減収見込額	[初年度]	－（－）	[平年度]
	[改正増減収額]	－	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 独立行政法人教員研修センターの機能強化により、全国の教員の指導力向上に向け、各段階を通じた教員の資質能力の向上に関する調査、分析、研究開発や情報の整理・収集・提供等を担う全国的な拠点としての役割を担う。</p> <p>（2）施策の必要性 ①次期学習指導要領改訂に際して教育課程の革新がすべての学校現場において適切に実施されるよう、教職員に必要な資質能力に係る調査研究とそれらの成果の普及が不可欠になること ②教育再生実行会議等の各種提言を背景として、教員の資質向上のための新制度（教育委員会による教員育成指標、研修計画の策定、教育委員会と大学等から構成される協議会の設置等）の検討を進めており、これらを担保するための教員の資質向上に係る恒常的な調査研究及びそれらの成果の普及が不可欠になること などから、「校長、教員その他の学校教育関係職員の資質の向上に関する調査及び研究並びにその成果の普及」及び「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定者に対する専門的な助言」を恒常的な業務として実施する必要がある。 独立行政法人教員研修センターは、研修を通じて教員の資質向上を図るという目的を有するとともに、教員の資質向上の実績を蓄積しつつ、関係機関とのネットワークを確立するなど、調査研究及びその成果の普及を図るに際しても、効果的・効率的に実施できる基盤がある。 そのため、センターの業務目的との親和性及び業務の効率化を踏まえ、これまで文部科学省が行ってきた「免許状更新講習及び免許法認定講習に係る事務」及び「教員資格認定試験に係る事務」をアウトソーシングすることによりセンターの更なる機能強化を図る。 このような背景から、独立行政法人教員研修センターの業務の見直しを行うことで機能強化を図り、その実態に合わせて名称を変更するに伴い、その円滑な業務の実施のための環境整備を図るため、税制上の措置を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>【施策】 2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保</p>
	政策の達成目標	独立行政法人教員研修センターに業務の見直しを行うことで機能強化を図り、その実態に合わせて名称を変更するに伴い、その円滑な設立・業務のための環境整備を図ることにより、教員の教職としての能力開発を効果的・効率的に図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税、所得税、地価税、印紙税、登録免許税）についても所要の措置を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	学校教育関係職員の資質向上を目的とした事務及び業務を行う、公益的な性格を有するものであるため、前身である独立行政法人教員研修センターと同様の税制上の優遇措置を維持することは適性と考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望